

当 座 預 金

平成27年 2月16日現在

1. 商品名	・ 当座預金
2. ご利用いただける方	・ 個人及び法人
3. お預け入れ期間	・ 定めはございません
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ金額 (2) お預け入れ単位	・ 随時お預け入れいただけます (1) 1円以上 (2) 1円単位
5. 払戻方法	・ 小切手、手形発行、口座振替等により随時払い出しいただけます
6. 適用利率	・ 無利息
7. 手数料	・ 当座預金口座開設、小切手帳、約束・為替手形帳の発行については、当金庫所定の手数料が必要となります
8. その他	・ この預金は、預金保険法が定める「決済用預金」であり、預金保険制度により全額保護されます ※決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要素を満たす預金のことをいいます
9. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～15:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>